

### 第33回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年 2月27日 (木曜日)

開催場所 標茶町役場議場

#### ○議事日程

- |     |  |     |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                                       |     |
| 第 2 | 会期決定について   |     |
| 第 3 | 会務報告   |     |
| 第 4 | 報告第 83号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について             | 1件  |
| 第 5 | 報告第 84号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について                         | 1件  |
| 第 6 | 議案第170号 農地法第3条の規定による許可申請について                         | 1件  |
| 第 7 | 議案第171号 農用地利用集積計画の作成の要請について                          | 1件  |
| 第 8 | 議案第172号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について                   | 14件 |
| 第 9 | 議案第173号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について | 1件  |

#### ○出席委員 (14名)

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	3番 高原 文男 君
4番 橘 澄子 君	6番 甲斐やす子 君	7番 森田 享子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君	14番 笛木 眞一 君
15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君	

#### ○議事参与の制限を受けた委員 (1名)

■番 ■ 君

#### ○欠席委員 (2名)

5番 嶋中 勝 君 11番 類瀬 正幸 君

#### ○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 小幡 裕也 君
主任 不藤さとみ 君	主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第33回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

4番・橘君 6番・甲斐君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第33回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3、会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第83号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4、報告第83号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

報告第83号について説明いたします。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出者、

■さん。

申出面積、53.7ha。

指名年月日、令和2年2月6日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、渡邊委員、大泉委員、熊谷委員。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第83号、内容1件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第84号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5、報告第84号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

なお、■番・■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■君退席）

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

報告第84号について説明いたします。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、■、■

■さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、大泉委員、熊谷委員。

報告年月日、令和2年2月12日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西標茶153-1。

現況地目、畑。

面積、122, 818㎡外33筆、合計面積537, 127. 15㎡。

価格、11, 297, 000円。

譲受人氏名、■さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊。

報告第84号、番号1について報告致します。

令和2年2月6日にあっせん委員の指名があり、令和2年2月12日に大泉委員、熊谷委員と私、事務局より相撲局長と大河原主事で役場中会議室において第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長に私が互選されました。

本件は、平成25年度に農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社の取得した土地を、XXXXXXXXXXさんが一時貸付を受けておりましたが、早期売買を行うものであります。

詳細については、事務局説明のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第84号、内容1件は報告のとおり承認されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

#### ◎議案第170号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6、議案第170号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第170号について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野1025。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、3,632.85㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は[ ]のため、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金41,000円。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人が2,005,826㎡うち借入地が732,196㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号1につきましては、調査委員であります笛木委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第170号、番号1について報告致します。

2月10日に事務局より調査依頼があり、2月12日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[ ]さんは、[ ]のため農地を譲渡し、譲受人の[ ]さんは粗飼料確保のため、今回の申請となりました。

権利を取得する、[ ]さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[ ]さんが申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

また経営面積は申請地を含め200.5haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第170号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第171号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7、議案第171号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容1件を議題と致します。

なお、[ ]番・[ ]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[ ]君退席）

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第171号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、宇西標茶153-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、122,818㎡外33筆、合計面積は537,129.08㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地及び施設用地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和2年3月2日。

対価の支払期限、令和2年3月27日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、11,297,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1についてはあっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第171号、内容1件は原案可決されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

#### ◎議案第172号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8、議案第172号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について内容14件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号14まで内容14件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号14まで内容14件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第172号について説明させていただきます。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

本件につきましては、まず農業後継者が農地等の贈与を受けた場合の、納税猶予の特例について簡単に説明をさせていただきます。

総会資料の1ページをご覧ください。

上の段の四角の中のですね、白丸3つの1つ目、贈与税の納税猶予制度は、農業経営の近代化に資するため、民法の均分相続等による農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられたこと、2つ目に農業を営む者が、農地の全部及び採草放牧地などの3分の2以上を農業後継者に一括して贈与した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除されることとなっております。

贈与税の納税猶予の特例制度は、一定の要件のもとに農業後継者又は農業相続人が農業経営を継続することを前提に設けられております。

納税猶予を受ける間はですね、3年毎に引き続き納税猶予の適用を受けたい旨の届出を税務署に提出することが必要です。

この届出に農業委員会が証明する、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の添付が必要となっております。本総会で経営を継続しているか、いないかの意見を求めるものであります。

それではですね、議案に戻ってもらって、議案の11ページをご覧ください。

番号1。

地区名、XXXXXXXXXX。

受贈者氏名、XXXXXXXXXXさん。

贈与者氏名、XXXXXXXXXXさん。

贈与年月日、昭和55年9月6日、以下番号14まででございます。

なお、番号4のXXXXXXXXXXさん、番号5のXXXXXXXXXXさん、番号10のXXXXXXXXXXさんについては、後継者へ農地を貸付ける事で、納税猶予を受け続けることができることとなっておりますので報告させていただきます。

今年度についてもですね、農地パトロールの中で納税猶予対象地について全て調査を行っておりますので、笛木農地部会長より、農地管理の調査結果についての報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 7番・笛木君。

○7番(笛木眞一君) 7番・笛木です。

議案第172号、番号1から番号14について報告を致します。

令和元年10月4日から令和元年10月23日にかけて、各班に分かれて農地パトロールを実施致しました。

農地パトロールにおいて、全ての納税猶予者対象の農地は、全筆適正に耕作されており、今後と

も引き続き耕作する意思があることを確認しておりますので適正に管理されていると確認を致しました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1から番号14まで内容14件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号14まで内容14件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第172号内容14件は原案可決されました。

#### ◎議案第173号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9、議案第173号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第173号について説明させていただきます。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、下記の者より申請があった特定農地貸付けについて議決を求めるものであります。

承認を求める土地の表示、別紙のとおり1件となっております。

本件につきましては、標茶町が農業者以外の方に自然と触れ合い、農業に対する理解を深めていただくために貸付けする農地を使用貸借するための申請となっております。

総会資料の4ページをご覧ください。

これは標茶町農業委員会が決めました、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する審査基準を設けて記載しております。

審査基準と致しましては、10アール未満の農地の貸付けで、相当数の者を貸付け対象として、定型的な条件で行われること。

営利目的としない農作物の栽培の農地の貸付けであること。

貸付期間が5年を超えないこととなっております。

この審査基準に基づいてですね、審査を行うんですけれども、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の貸付要件に倣い、審査基準を制定しておりますので、審査の方をお願いしたいと思います。

今回の申請の内容につきましては、資料の6ページをご覧ください。

これは、標茶町における貸付規程となっております、第4条に貸付の条件がございます。



条件につきましては、当該年の11月30日まで貸付をすること、賃料については無料とするとなっております。

また区画については、資料の11ページをご覧ください。

区画予定図となっております、1区画が10メートル×5メートルとなっており、1区画50㎡となっております。

なお、10アール未満の農地の考え方というのは、利用者1人当たりの面積と判断いたしますので、判断の方を宜しくお願い致します。

それでは議案に戻りまして、番号1について説明させていただきます。

番号1。

申請人住所、氏名、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在、[REDACTED]。

登記簿、現況共に畑。

外9筆となっております。

面積は、7,013㎡の内2,000㎡。

貸付期間は、許可の日から令和2年11月30日まで。

権利の種類は、使用貸借権。

権利取得の相手方、住所、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

この農地の区域はですね、都市計画区域内となっております。

[REDACTED]の事業名となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第173号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第33標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

#### ◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第33回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

（午前10時23分閉会）